塩沢庁舎電気設備大規模改修工事

令和　4　年　　月（全　　枚）

工事場所　新潟県南魚沼市塩沢１３７０－１

建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積（㎡）	消防令別表第一	備考
南魚沼市役所塩沢庁舎	RC	3	１６９８．６	１５項	既存庁舎
旧塩沢庁舎	RC	3	１８８３．９３	１５項	解体部分

仕様書

Ⅰ．共通仕様

１　本共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、次による。
新築及び増築に係る電気設備工事においては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成３１年版」（以下「標仕」という。）及び「国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修　公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）　平成３１年版」（以下「標準図」という。）による。
改修に係る電気設備工事においては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）平成３１年版」（以下「改修標仕」という。）及び標準図による。ただし、改修標仕に記載されていない事項は、標仕による。

２　標仕及び改修標仕に用いられている用語を、次のとおり読み替える。
(1)　「工事請負契約書」を「南魚沼市財務規則（平成19年南魚沼市規則第4号）並びに南魚沼市建設工事請負基準約款（平成16年南魚沼市告示第6号）」（以下「約款」という。）に読み替える。
(2)　「監督職員」を「監督員」に読み替える。

３　次の各号に該当する標仕及び改修標仕の項目について、標仕及び改修標仕の規定を別表に置き換えて適用する。（以下[ ]は、改修標仕の項目を表示）
(1)　第１編　第１章　1.1.2 [1.1.2] 用語の定義の(ｱ),(ｽ),(ｿ)
(2)　〃　1.1.5 [1.1.5]書面の書式及び取扱いの(2)
(3)　〃　1.4.2 [1.4.2] 機材の品質等の(a)及び(b)
(4)　〃　1.4.4 [1.4.5] 機材の検査等の(a)
(5)　〃　1.6.1 [1.10.1] 工事検査の(b)及び(d)

４　標仕及び改修標仕の次の項目の規定は適用しない。
第１編　第１章　1.1.2 [1.1.2] 用語の定義の(ﾀ)
〃　1.6.2 [1.10.2] 技術検査

別表

号	項目	置き換え後の標仕及び改修標仕の規定
	第１編　一般共通事項 第１章　一般事項	
(1)	1.1.2 [1.1.2] 用語の定義	(ｱ)　「監督員」とは、約款第10条の規定により受注者に通知された者をいう。
		(ｽ)　「書面」とは発行年月日及び氏名が記載された文書又は新潟県CALSシステム上で電子決裁処理された電磁的記録をいう。
		(ｿ)　「工事検査」とは、約款に規定する次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査を含む。（ただし、②に係る検査を除く。） ①　工事の完成（約款第32条） ②　部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等（約款第38条） ③　部分引渡しの指定部分に係る工事の完成（約款第39条） ④　契約の解除時における出来形部分（約款第48条） ⑤　必要があると認めたときの臨時検査（約款第50条）
(2)	1.1.5 [1.1.5] 書面の様式及び取扱い	(2)　書面により行わなければならないこととされている「監督員の承諾」、「監督員の指示」、「監督員と協議」、「監督員に報告」及び「監督員に提出」については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。
(3)	1.4.2 [1.4.2] 機材の品質等	(1)　使用する機材は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿（一般社団法人 公共建築協会）契約時の最新版」の名簿に記載されている品目については、当該名簿に記載されている材料又は製造所の製品とするほか、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品に限らない。 なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間内であることを条件とするものではない。
		(2)　使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料（試験成績書等）を監督員に提出する。 ただし、設計図書においてＪＩＳによると指定された機材でＪＩＳマーク表示のある機材を使用する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合（次の(ｱ)から(ｳ)までのいずれかに該当する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたと見なすことができる。）は、資料の提出を省略することができる。 (ｱ)　建築基準法その他の認定品で、マーク等の確認ができる機材 (ｲ)　建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿に記載されている機材又は製造所の製品（特記で標仕及び改修標仕の規定に基づく品質及び性能以外を規定した場合を除く。） (ｳ)　特記により指定された材料又は製造者の製品
(4)	1.4.4 [1.4.5] 機材の検査等	(1)　工事現場に搬入された機材は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、次の(ｱ)若しくは(ｲ)に該当する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 (ｱ)　工事完成検査時又は工事写真で、ＪＩＳのマークを確認できる場合 (ｲ)　建築基準法その他の認定品と指定された材料で、工事完成検査時又は工事写真で品質、性能を証明するマーク等を確認できる場合
(5)	1.6.1 [1.10.1] 工事検査	(2)　約款に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。
		(3)　(1)の通知又は(2)の請求に基づく検査並びに約款第48条及び第50条に規定する検査は、発注者から通知された検査日に検査を受ける。

Ⅱ．特記仕様

凡例
（１）　章と項目は、番号に○印のついたものを適用する。特記事項は、・に○印のついたものを適用する。
（２）　特記事項で○印のない場合は、※印のあるものを適用する。○印と※印のある場合は、○印のあるものを適用する。
○印と ⊗ 印のある場合は、両方を適用する。　・
（３）　根拠項目の(a-b.c.d)は、標仕の第a編b章c節d項を表す。
根拠項目の[a-b.c.d]は、改修標仕の第a編b章c節d項を表す。

章	項目	特記事項	根拠項目
1 一般事項	① 工事実績情報の登録	請負工事費５００万円以上の場合登録する。	(1-1.1.4)
	２ 概成工期	※ 無　・ 有　（工期　令和　年　月　日）	[1-1.1.4]
	３ 内部の工事期間等	着手 令和　年　月　日 ～ 終了 令和　年　月　日 までとする。 部分使用に係る条件に変更がある場合は、部分使用承諾書により、施設内部の使用を開始する。 次の作業は内部工事着手前に行える。ただし、着手日、作業箇所は施設及び監督員と協議のうえ決定する。 ※ 現場調査　・	(1-1.2.1) [1-1.2.1]
	④ 電気工事士	契約電力５００ＫＷ以上の電気工作物においても、次の者により施工をおこなうこと。 ※ 第１種電気工事士　・ 特種電気工事資格者（非常用予備発電装置）　・ 認定電気工事従事者	

章	項目	特記事項	根拠項目
1 一般事項	⑤ 発生材の処理等	＜表－４＞「発生材の処理等」のとおり。	
	⑥ 完成図等	次のものを作成し提出する。なお、作成方法・部数等は監督員の指示による。	(1-1.3.9)
		製本（完成図・施工図）、　ＣＡＤデータ、	[1-1.9.1]
		保全に関する資料	(1-1.7.2)
	⑦ 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。	[1-1.11.2]
	⑧ 工事完成写真	工事完成後、整理のうえ監督員に提出する。　提出部数　　部 完成写真は、以下による。 ・受変電設備、弱電設備等の主要機器、主要各室の照明器具、ｺﾝｾﾝﾄ等、及び屋外施設等。 ・改修工事については、主要な部分の改修前と改修後が、比較できるものとする。 ・その他特に監督員が必要と認め指示した箇所とする。	
	⑨ 工事施工状況写真	工事施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるように行うものとし、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 営繕工事写真撮影要領（平成28年版）を参考に、撮影計画書を作成して、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、撮影計画書の作成を省略できる。 提出部数　　部 印刷物若しくは電子データ（DVD等のメディア）で提出する。	(1-1.7.3) [1-1.11.3]
	10 他工事との取合い	＜表－５＞　工事区分表による。	
2 共通工事等	① 足場・さん橋等	※　別契約で関係受注者が定置した物は、無償で使用できる。	(1-2.1.1)
		・　本工事で設置する。	[1-2.2.2]
	2 仮設間仕切り	※　別途工事　・　本工事	[1-2.2.3]
	3 監督員事務所等	※　設けない	[1-2.2.7]
		・　既設建物内の一部を使用する	
		・　仮設事務所内に監督員空間を　㎡程度確保する	
		監督員が使用できる備品として、次のものを工事期間中現場に用意し、貸与する。	(1-2.1.1)
		・　保安帽　ヶ　・　雨具　着　・　長靴　足	[1-2.2.7]
		・　安全帯　組	
	④ 工事用水	構内既存の施設　※　利用できる（※　有償　・　無償）　・　利用できない	[1-2.2.4]
	⑤ 工事用電力	構内既存の施設　※　利用できる（※　有償　・　無償）　・　利用できない	[1-2.2.4]
		・　既設設備に電力量計を設ける　・　発電機を使用する	
	⑥ 仮設建物等	現場事務所、倉庫、下小屋等の仮設建物の位置はあらかじめ監督員の承諾を受ける。	[1-2.2.8]
		すべて受注者の負担とする。	
	⑦ 残土処理	※　構内指示の場所に敷き均し　・　構外搬出適切処理	
	⑧ 耐震施工	機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針２０１４年版」による。	(2-2.1.13) [2-2.1.14]
		（１）　設計用水平地震力 機器の重量［ｋｇｆ］に、＜表－１＞設計用標準水平震度を乗じたものとする。	
		（２）　設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。	
	9 塗装工事	ブルボックス錆止塗装箇所　※　天井いんぺい部　※　シャフト内	(1-2.7.1)
		上記以外のブルボックス　※　焼付塗装　・　調合ペイント２回塗	[1-2.8.1]
		金属製露出電線管塗装箇所　※　屋外　・　電気機械室　・　シャフト	
	⑩ フラッシュプレート	図面に特記のあるもの及び特殊なものを除き　※新金属製　・　樹脂製	
		電力設備　ジョイントボックス用　・　丸形　※　角形	
		通信設備　ジョイントボックス用　※　丸形　・　角形	
	11 プレートの用途表示	ジョイントボックス並びに器具を実装しないプレートには略称等を用いて用途を表示する。	
	12 盤類の仕上色	分電盤　※　指定色　・ＪＥＭ１１３５	
		制御盤、配電盤　※　指定色　・ＪＥＭ１１３５	
	13 呼び線	長さ１ｍ以上の入線しない管路には１．２ｍｍ以上の導入線を挿入する。	(2-2.2.9)
	14 天井仕上区分	（室名）は直天井を示し、（　）なしの室名は二重天井を示す。	[2-2.2.9]
	15 露出配管配線	改修工事においては極力隠蔽に心がけ、やむを得ず露出となる部分は予め施工図を作成し監督員の承諾を受けること。	
	⑯ 再使用機器等	取外し再取付機器は、原則として清掃、調整、絶縁抵抗測定等を行った後取付ける。	[1-4.3.3]
		ただし、絶縁劣化等により再使用に耐えない場合は、監督員に報告する。	
	17 仮設備	仮設備期間（　・　図示　・　　）	[1-2.14.1]
		仮設備項目（・　受変電　・　自家発　・　火災報知　・　防犯　・　電話　・　LAN）	
	18 あと施工アンカー	＜表－２＞　あと施工アンカーによる。	
	19 機器取付高	＜表－６＞　機器取付高による。	[1-2.12.3]
	20 用語の説明	共通仕様の用語の定義によるほか＜表－４＞用語の説明による。	
3 構内配電線路	① 電気方式	・　高圧　３相３線式６ｋＶ　・　低圧　３相３線式（　200　Ｖ）	(2-2.11.1)
		・　低圧　単相　線式（200/100 Ｖ）　・　低圧　単相　線式（　　Ｖ）	～
	2 配線方式	※　地中線式（※　管路式　・　直埋式）　・　架空式	(2-2.12.6)
	3 ケーブル埋設シート	※　設ける。	
	4 埋設深	・　高圧ＧＬ－ 0.6　ｍ　・　低圧ＧＬ－ 0.6　ｍ	[2-2.13.1]
	5 メッセンジャー線	※　第２種亜鉛メッキ鋼撚線　　mm^2	～
	6 装柱機材	・　一般形　・　耐塩形	[2-2.14.6]
	7 外灯接地	・　単独　・　共用	
	⑧ MH、HH 内支持材接地	・　単独　※　共用	
	9 接地極埋設標の省略	※　以下の箇所について省略する（・　電柱　※　外灯　※ＭＨ、ＨＨ）	(2-2.13.14)
		・　省略しない	[2-2.15.14]
	10 電柱名札	※　設ける	
4 接地	① 種別	・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種　・　Ｄ種　・　避雷器用	(2-2.13.1)
		・　ＥＬＣＢ	[2-2.15.1]
	② 施工方法	・　一括　・　単独　・　メッシュ	
	③ 接地極	・　接地極埋設　・　構造体利用　・　補助接地極	
5 電灯設備	① 電気方式	幹線　・　単相３線式　２００Ｖ／１００Ｖ　・　直流２線式　１００Ｖ	(2-2.14.1)
		分岐　・　単相２線式　・　１００Ｖ　・　２００Ｖ）　・　直流２線式　１００Ｖ	[2-2.16.1]
	2 配線用遮断器	定格遮断電流は、最小のもので対称値（　　Ａ）以上とする。	
	3 非常用照明電源	・　電池内蔵形　・　電源別置形	
	4 フロアコンセント	・　収納形　・　上下動形	
	5 予備ﾌﾞﾚｰｶｰ・ｽﾍﾟｰｽ	予備ﾌﾞﾚｰｶｰ（　※　20%　・　　）　ｽﾍﾟｰｽ（　※　なし　・　　）	
	6 積算計器	・　無検定　・　検定付	
	7 低圧用ＳＰＤ	・クラスⅠ　・クラスⅡ	
6 動力設備	① 電気方式	幹線　・　３相　３線式　・	(2-2.15.1)
		電圧　・　２００Ｖ　・４００Ｖ	[2-2.17.1]
	2 電動機の接地	・　単独接地　・　共同接地　（・　共通母線式　・　金属管接地式）	
	3 配線用遮断器	定格遮断電流は、最小のもので対称値（　　Ａ）以上とする。	
	4 予備ﾌﾞﾚｰｶｰ・ｽﾍﾟｰｽ	予備ﾌﾞﾚｰｶｰ（　※　20%　・　　）　ｽﾍﾟｰｽ（　※　なし　・　　）	
	5 積算計器	・　無検定　・　検定付	
	6 低圧用ＳＰＤ	・クラスⅠ　・クラスⅡ	
7 雷保護設備	1 受雷部	・　突針　・　水平導体又はメッシュ導体　・　構造体利用	(2-2.17.1)
	2 避雷導線	・　引下げ導線　・　構造体利用	(2-2.17.4)
	3 接地極	・　環状接地極　・　板状接地極　・　基礎接地極	[2-2.19.1]
		・　網状接地極　・　垂直接地極　・　放射状水平接地極	
	4 外部雷保護	・　レベルⅠ　・　レベルⅡ　・　レベルⅢ　・レベルⅣ	
	5 内部雷保護システム	・　あり　・　なし	

章	項目	特記事項	根拠項目
8 受変電設備	① 電気方式	・　３相３線式　・　６ｋＶ	(3-1.1.1)
	② 区分開閉器	種類　・　気中　・　ガス	～
		地絡継電器　・　方向性　・　無方向性　・	(3-2.3.3)
		内蔵　・　ＶＴ　・　避雷器	
	③ 盤形式	・　キュービクル形　・　高圧ｽｲｯﾁｷﾞｱ　・　開放形	[3-1.1.1]
	④ 主遮断装置	・　ＣＢ形　・　真空　・　ガス）　・　ＰＦ－Ｓ形	～
	⑤ 操作方式	・　電動ばね　・　手動ばね　・　電磁	[3-2.4.3]
	⑥ 変圧器	・　油入　・　モールド　・　高効率形	
		付属品　・　ダイヤル温度計　・　防振ゴム　・	
	⑦ 高圧コンデンサ	・　油入　・　ガス絶縁　・　モールド	
	⑧ リアクトル	・　油入　・　モールド	
	９ 避雷器	・　2.5kA　・　5kA　・　10kA　・　SPDｸﾗｽⅠ	
	10 絶縁監視装置	・　あり　・　なし	
	11 積算計器	・　無検定　※　検定付	
9 静止形電源設備	1 直流電源装置	用途　・　非常用照明器具電源及び受変電設備制御電源共用	(4-1.1.1)
		・　受変電設備制御電源専用	～
		・	(4-3.3.2)
		蓄電池　・　ＨＳ形鉛蓄電池　・　ＭＳＥ形鉛蓄電池	
		・　長寿命ＭＳＥ形鉛蓄電池　・　リチウムニ次電池	[4-1.1.1]
		整流器容量　（　　Ａ）　負荷補償装置　（　　Ａ）	～
	2 ＵＰＳ装置	用途　（　　）	[4-2.4.2]
		出力電気方式　・　単相２線式　・　単相３線式　・　３相３線式	
		出力電圧　・　１００Ｖ　・　１００Ｖ／２００Ｖ　・　２００Ｖ	
		定格出力　（　　ＫＶＡ）	
		補償時間　（　　分以上）	
		給電方式　・　常時ｲﾝﾊﾞｰﾀ　・　ﾗｲﾝｲﾝﾀﾗｸﾃｨﾌﾞ　・　常時商用給電	
10 発電設備	① 形式	・　キュービクル式　・　簡易式　・　オープン式	(5-1.1.1)
	② 用途	・　防災電源　・　既存庁１階・２階 非常時使用	～
	③ 発電機	電気方式　・　３相３線式　・　単相２線式　・　単相３線式	(5-1.4.13)
		電圧　・　100V　・　200V　・　200V/100V　・	
		周波数　・　50Hz　・60Hz	[5-1.1.1]
		回転数　・　1500min^{-1}　・　3000min^{-1}　・	～
		定格出力　（　８０　ｋＷ以上　１００ｋＶＡ以上）	[5-2.2.10]
	④ 原動機	種類　・　ディーゼル機関　・ガスタービン　・ガス機関	
		・マイクロガスタービン　・その他（　　）	
		定格出力　（　１０４　ｋＷ以上）	(5-1.6.1)
	⑤ 燃料	・　軽油　・　Ａ重油　・　灯油	[5-2.4.1]
	⑥ 制御方式	・　自動式　・　手動式	(5-1.7.1)
	７ 燃料小出槽	（　　Ｌ）	[5-2.5.1]
	８ 主燃料槽	（　　Ｌ）　・　専用　・　共用	(5-1.5.1)
	⑨ 排気系統配管	排気管の断熱材（　※　ﾛｯｸｳｰﾙ　・　　）　厚さ　75　㎜	(5-1.8.1)
	⑩ ｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝ装置	・　あり　・　なし	[5-1.9.1]
	11 太陽光発電	太陽電池　・　結晶系シリコン太陽電池　・　アモルファスシリコン太陽電池	[5-2.3.1]
		出力　（　　ｋＷ）	[5-2.6.1]
		系統連系　・　あり　・　なし	[5-2.7.1]
	12 その他発電設備	・　あり　（　　発電）　・　なし	
11 構内通信線路	1 配線方式	※　地中線式（※　管路式　・　直埋式）　・　架空式	(6-2.10.1)
	2 ケーブル埋設シート	※　設ける。	～
	3 埋設深	ＧＬ－　　ｍ	(6-2.11.4)
	4 メッセンジャー線	※　第２種亜鉛メッキ鋼撚線　　mm^2	[6-2.12.1]
			～
			[6-2.13.4]
12 構内情報通信設備	1 ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ	・　10BASE-（Ｔ、Ｆ）　・　100BASE-（ＴＸ、ＦＸ）　・　1000BASE-（Ｔ、ＳＸ、ＬＸ）	(6-1.5.1)
		・　2.5GBASE-T　・　5GBASE-T　・　10GBASE-（ＳＲ、ＬＲ、ＥＲ、ＬＸ４、Ｔ）	[6-2.16.1]
	2 ポート数	・　（　　）	
	3 通信プロトコル	※TCP/IP　・（　　）	
	4 PoE	電力供給機器（・　　・　　）	
	5 無線LAN	通信方式　・１：１　・Ｎ：Ｎ　・１：Ｎ	
		最大伝送速度　・11Mbps　・54Mbps　・600Mbps　・6.9Gbps	
	6 時刻同期装置	・　標準電波　・　公衆回線　・　ラジオ放送　・　ＧＰＳ	
		・　地上デジタル放送　・　ＮＴＰサーバー	
13 構内交換装置	1 交換装置	・　デジタルPBX　・　IP-PBX　・　VoIPサーバ　・　VoIPゲートウェイ	(6-1.6.1)
		・　ボタン電話装置	[6-2.16.1]
	2 局線応答方式	・　分散中継台方式　・　局線中継台方式　・　ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ方式	
		・　ﾀﾞｲﾚｸﾄｲﾝﾀﾞｲﾔﾙ方式　・　ﾀﾞｲﾚｸﾄｲﾝﾗｲﾝ方式	
	3 局線種別	・　デジタル　・　アナログ	
	4 回線数	局線　・　電話回線　（　　回線以上）　・　専用回線　（　　回線以上）	
		内線　・　電話回線　（　　回線以上）　・　データ端末等　（　　回線以上）	
	5 電話機取付台数	・　ボタン電話機（　台）　・　一般電話機（　台）　・　多機能電話機（　台）	
		・　IP電話機（　台）　・　ﾃﾞｼﾞﾀﾙｺｰﾄﾞﾚｽ（　台）　・IPｺｰﾄﾞﾚｽ（　台）	
	6 局線表示盤	（　　回線）	
	7 保安器接地	・　本工事　・　別途工事	
	8 付加サービス機能	・　可変短縮ダイヤル　・　不在転送　・	
	9 電源装置	・　停電補償時間　　時間以上	
	10 時刻同期装置	・　標準電波　・　公衆回線　・　ラジオ放送　・　ＧＰＳ	
		・　地上デジタル放送　・　ＮＴＰサーバー	
	11 通信用ＳＰＤ	・　カテゴリC2　・　カテゴリD1	
14 情報表示設備	1 ﾏﾙﾁﾗｲﾝ装置	・　発光ﾀﾞｲｵｰﾄﾞ式情報表示盤　・　液晶式情報表示盤　・	(6-1.7.1)
		・	[6-2.17.1]
	2 出退表示装置	表示方法　・　発光ﾀﾞｲｵｰﾄﾞ式　・　液晶式	
		表示盤　・　壁掛形　・　卓上形	
	3 時刻表示装置	親時計形式　・　壁掛形　・　ラック形　・　自立形	
		回線数　　回線	
		時報子時計　親時計に　※　内蔵　・　別置壁掛形	
		チャイム　親時計に　※　内蔵　・　別置壁掛形　・　時報子時計に組込	
		時刻補正　（　　）	

章	項目	特記事項	根拠項目
15 拡声設備	① 用途	・　一般放送用　・　非常放送用　・　併用	(6-1.9.1)
	② 増幅器	・　卓上形　・　キャビネットラック形　デスク形	[6-2.19.1]
	③ 出力	（　120　Ｗ）	
	４ マイクスタンド	・　床上形　・　卓上形　（・　高さ調整式　・　固定式）	
	５ アンテナ	・　ホイップ　・　ＦＭ（材質　　）	
	６ マイクロホン	ワイヤレスマイク　・　電波式アナログ方式　・　電波式デジタル方式	
		・　赤外線方式	
	７ 通信用ＳＰＤ	・　カテゴリＣ２　・　カテゴリＤ１	
16 誘導支援装置	１ 種別	・　障害者用インターホン　・　外部受付用インターホン　・　ﾄｲﾚ等呼出装置	(6-1.10.1)
		・　インターホン　・　テレビインターホン　・　音声誘導装置　・受付呼出装置	[6-2.20.1]
	２ 接続方式	・　親子式　・　相互式　・　複合式	
	３ 通話方式	・　交互通話式　・　同時通話式	
	４ テレビインターホン	・　撮像範囲固定式　・　撮像範囲調整式	
17 テレビ共同受信設備	１ 通信用ＳＰＤ	・　カテゴリＣ２　・　カテゴリＤ１	(6-1.11.1)
	２ アンテナ	・　ＵＨＦ（・全帯域用　・帯域（　　））	[6-2.21.1]
18 テレビ電波障害防除設備	１ ヘッドエンド	・　鋼板製　・　アルミ製	(6-1.12.1)
	２ 機器収容箱等	・　合成樹脂製　・　アルミダイキャスト製　・　錆鉄製　・　鋼板製	
19 監視カメラ設備	１ 伝送方式	・　アナログ伝送方式　・　ネットワーク伝送方式（　※TCP/IP　・　）	(6-1.13.1)
		・　デジタル同軸伝送方式	[6-2.22.1]
	２ 通信用ＳＰＤ	・　カテゴリＣ２　・　カテゴリＤ１	
	３ カメラ	・　レンズ（・　標準レンズ　・　広角レンズ　・　望遠レンズ　・　）	
		・　電源供給方式（　　）	
	４ モニタ装置	・　解像度（　　）	
	５ 録画装置	・　デジタル記憶媒体容量（　　）	
		・　時刻補正機能（　　方式）	
	６ 時刻同期装置	・　標準電波　・　公衆回線　・　ラジオ放送　・　ＧＰＳ	
		・　地上デジタル放送　・　ＮＴＰサーバー	
20 火災報知・自動閉鎖・非常警報設備	① 受信機	・　（Ｐ型　１級３０回線）　・　（・　単独　・　複合）	(6-1.16.1)
		・　（・　自立形　・　壁掛形）	[6-2.25.1]
	② 副受信機	・　（５５回線）　・　（・　単独　・　複合）	
		・　（・　自立形　・　壁掛形）	
	③ 発信機	・　専用総合盤（※　埋込形　・　露出形）に組込	
		・　消火栓箱組込　・　単独設置	
	④ 表示灯	※　ＡＣ２４Ｖ　・　ＤＣ２４Ｖ　・　ＡＣ１００Ｖ	
	⑤ 消火栓ポンプ始動	・　発信機と連動　・　単独押しボタンを設置	
	⑥ 感知器	※　作動確認灯付とする	(6-1.17.1)
	７ 遠動制御器	・　（　　回線）　・（・　単独　・　受信機と一体）	[6-2.26.1]
	８ 自動閉鎖装置	・　防火戸用（※　本工事　・　別途）	
		・　防火シャッター用（・　本工事　※　別途）　・　（※　磁石式　・　レリーズ式）	(6-1.18.1)
		・　防火ダンパー用　（・　本工事　※　別途）	[6-2.27.1]
	９ 非常警報装置	・　機器一体形　・　各機器単独設置　・　緊急地震放送対応	
	10 通信用ＳＰＤ	・　カテゴリＣ２　・　カテゴリＤ１	
21 ガス漏れ火災警報設備	１ 受信機	・　本工事　・　別途	(6-1.19.1)
		・　（　形　回線　※　火報盤と一体形　・　単独）	[6-2.28.1]
	２ 検知器	・　都市ガス用　・　ＬＰガス用	
	３ 中継器	・　（　　回線）	
22 防犯設備	１ 工事範囲	・　配管工事　・　機器実装	(6-1.15.1)
	２ 受信機	・　（　　回線）	[6-2.24.1]
	３ 警戒方式	・　マグネット式　・　赤外線式	
23 試験	１ 機材の試験	標準仕様書によるほか、次のものを追加する。	(1-1.5.7)
		・	[1-1.6.8]
		・	
	２ 施工の試験	標準仕様書によるほか、次のものを追加する。	[2.2.20]
		・　一般照明照度測定（改修は工事前後の測定を行うこと）	
		※　文部科学省学校環境衛生基準　・　ＪＩＳ照度基準	
		・　化学物質の濃度測定　測定する化学物質の種類（　　）	
		測定方法　（　　）	
		測定対象室及び測定箇所数（　　）	
		・　総合動作試験	
24 臨時検査	１ 対象機器	本工事にて次の機器を工場で行う臨時検査対象とする。	
		・	
		・	

工事名	塩沢庁舎電気設備大規模改修工事
図面名	電気設備特記仕様書（１）
所属年度	令和４年度
尺度	図面番号　Ｅ－０１
工事箇所	
南魚沼市	